

平成22年9月1日改定
平成20年3月1日制定
(社)日本サッシ協会
住宅サッシ委員会

「窓の断熱性能表示制度」運用基準
「省エネ建材等級ラベル」細則（住宅用）（別添）

「省エネ建材等級ラベル」の貼付についての、協会内の運用上の細則について定める。
但し経済産業省からの判断が示された場合は、これを優先する。

I. 断熱性能の表示方法と対象商品

表示方法は経済産業省の定める「窓の断熱性能表示制度」の告示を遵守する。

- 1) 貼付対象は住宅の一重窓に限定する。
なお、窓の面積（外枠の寸法）は、原則0.2㎡以上のものとする。
- 2) 玄関ドア、玄関引戸、勝手口ドア、勝手口引戸は貼付対象外とする。
- 3) 二重窓（樹脂内窓を含む）は貼付対象外とする。
- 4) 協会加盟各社が取り扱う輸入サッシについても同一の基準とする。

II. 省エネ建材等級表示対象品目

1) 主な対象品目

種類	省エネ表示対象品目	備考
窓（サッシ） ※内窓除く	FIX窓	
	引違い、片引き、引分け窓等	
	開き窓テラス	外鍵の無い窓のみ対象とする
	上げ下げ、片上げ下げ窓	
	開き、縦すべり出し窓	
	オーニング窓	
	突き出し、すべり出し窓	
	内（外）倒し窓等	
	折りたたみ戸	

※連段窓は窓と窓の組み合わせのため、原則として一つ一つの窓の性能を表記することとする。

2) 主な対象外品目

種類	省エネ表示対象外品目	備考
窓	出窓、天窗	JIS A 4710の試験方法に該当しないため対象としない
	ダブルガラスルーバー	
	ガラスブロック	
ドア／引戸	玄関ドア、勝手口ドア	窓ではないため、対象としない
	玄関引戸、勝手口引戸	
内窓	内窓	外窓ではないため、対象としない